



2019年2月8日

各位

会社名 株式会社第四北越フィナンシャルグループ
代表者名 代表取締役社長 並木 富士雄
(コード番号：7327 東証第一部)
問合せ先 経営企画部長 柴田 憲
電話番号 (025) 224-7111 (大代表)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2019年2月8日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第2項及び当社定款附則第3条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

公表済の「株主還元方針」に基づき、経営環境の変化に対応した資本政策を実施することで、株主の皆様への安定的な利益還元を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

(1)取得対象株式の種類	当社普通株式
(2)取得し得る株式の総数	400,000株(上限) 〔発行済株式総数(自己株式を除く)に対する 割合0.87%〕
(3)株式の取得価額の総額	1,000,000,000円(上限)
(4)取得期間	2019年2月12日～2019年3月29日

以上

(参考)

1. 2018年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	45,883,324株
自己株式数	59,654株

※上記自己株式数には、第四銀行職員持株会専用信託が保有する当社株式56,900株が含まれています。

2. 「株主還元方針」

銀行業の公共性に鑑み、将来にわたって株主各位に報いていくために、収益基盤の強化に向けた内部留保の充実を考慮しつつ、安定的な株主還元を継続することを基本方針といたします。具体的には、配当金と自己株式取得合計の株主還元率40%を目処といたします。